県　章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火･金曜日
（当日が県の休日に当たるときは休刊とする。）

目　　次

告　示
○県営土地改良事業に係る換地処分（村づくり計画課）…… 1
○公共測量の実施の通知・４件（道路管理課）…… 1
公　告
○大規模小売店舗の変更の届出・３件（中小企業支援課）…… 2
○開発行為に関する工事の完了・２件（建築指導課）…… 4
○特定調達契約に係る一般競争入札の参加資格及び申請方法等についての公告（県立鏡が丘特別支援学校）…… 4
○特定調達契約に係る一般競争入札の公告（県立鏡が丘特別支援学校）…… 5
公安委員会事項
○警備員指導教育責任者講習の実施・２件…… 7
○警備員又は警備員になろうとする者を対象とする検定・２件…… 10
正　誤
○令和６年３月 29 日付け公報号外第７号中訂正…… 14

告　　示

沖縄県告示第306号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の２第９項の規定により、宮古島市ウヅラ嶺地区県営水利施設整備事業に係る換地処分をした。

令和６年８月23日

沖縄県知事　玉　城　康　裕

沖縄県告示第307号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第１項の規定により、沖縄防衛局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和６年８月23日

沖縄県知事　玉　城　康　裕

１　公共測量を実施する地域　うるま市石川楚南
２　公共測量を実施する期間　令和６年７月31日から令和７年３月31日まで
３　作業種類　公共測量（３級及び４級基準点測量）

沖縄県告示第308号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第１項の規定により、沖縄防衛局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和６年８月23日

沖縄県知事　玉　城　康　裕

１　公共測量を実施する地域　石垣市字平得

２　公共測量を実施する期間　令和６年７月31日から令和７年３月31日まで
３　作業種類　公共測量（２級及び４級基準点測量）

沖縄県告示第309号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第１項の規定により、沖縄総合事務局南部国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和６年８月23日

沖縄県知事　玉　城　康　裕

１　公共測量を実施する地域　糸満市字大度地内
２　公共測量を実施する期間　令和６年８月１日から令和７年３月14日まで
３　作業種類　公共測量（基準点測量及び水準測量）

沖縄県告示第310号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第１項の規定により、北中城村長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和６年８月23日

沖縄県知事　玉　城　康　裕

１　公共測量を実施する地域　北中城村内
２　公共測量を実施する期間　令和６年７月２日から令和７年３月17日まで
３　作業種類　公共測量（数値地形図データ作成）

公　　告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第６条第１項の規定により、次のとおり変更の届出があった。

なお、関係書類は、令和６年８月23日から同年12月23日までの間、沖縄県商工労働部中小企業支援課及びうるま市経済産業部商工振興課において縦覧に供する。

令和６年８月23日

沖縄県知事　玉　城　康　裕

１　大規模小売店舗の名称及び所在地　ダイレックス石川店　うるま市石川一丁目44番８号
２　大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名　ダイレックス株式会社　佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地　代表取締役　五味肇
３　届出年月日　令和６年７月16日
４　変更した事項
⑴　大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名
　変更前　多田高志
　変更後　五味肇
⑵　当該大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名
　変更前　多田高志
　変更後　五味肇
５　変更の年月日　令和６年３月１日
６　意見書の提出方法及び提出期限
⑴　大規模小売店舗立地法第８条第２項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地から配慮すべき事項について意見を有する者は、知事に意見書を提出することができる。
⑵　意見書は、縦覧期間満了の日までに、意見の要旨及びその理由並びに住所及び氏名を記載して沖縄県商工労働部中小企業支援課に提出すること。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第６条第１項の規定により、次のとおり変更の届出があった。

なお、関係書類は、令和６年８月23日から同年12月23日までの間、沖縄県商工労働部中小企業支援課及び那覇市経済観光部商工農水課において縦覧に供する。

令和６年８月23日

沖縄県知事　玉　城　康　裕

１　大規模小売店舗の名称及び所在地　ダイレックス津嘉山店　那覇市字仲井真375番地１

２　大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名　ダイレックス株式会社　佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地　代表取締役　五味肇

３　届出年月日　令和６年７月16日

４　変更した事項

⑴　大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

変更前　多田高志

変更後　五味肇

⑵　当該大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

変更前　多田高志

変更後　五味肇

５　変更の年月日　令和６年３月１日

６　意見書の提出方法及び提出期限

⑴　大規模小売店舗立地法第８条第２項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地から配慮すべき事項について意見を有する者は、知事に意見書を提出することができる。

⑵　意見書は、縦覧期間満了の日までに、意見の要旨及びその理由並びに住所及び氏名を記載して沖縄県商工労働部中小企業支援課に提出すること。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第６条第１項の規定により、次のとおり変更の届出があった。

なお、関係書類は、令和６年８月23日から同年12月23日までの間、沖縄県商工労働部中小企業支援課及び糸満市経済部商工水産課において縦覧に供する。

令和６年８月23日

沖縄県知事　玉　城　康　裕

１　大規模小売店舗の名称及び所在地　ダイレックス糸満店　糸満市字潮平611番地７ほか２筆

２　大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名　ダイレックス株式会社　佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地　代表取締役　五味肇

３　届出年月日　令和６年７月16日

４　変更した事項

⑴　大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

変更前　多田高志

変更後　五味肇

⑵　当該大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

変更前　多田高志

変更後　五味肇

５　変更の年月日　令和６年３月１日

６　意見書の提出方法及び提出期限

⑴　大規模小売店舗立地法第８条第２項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地から配慮すべき事項について意見を有する者は、知事に意見書を提出することができる。

⑵　意見書は、縦覧期間満了の日までに、意見の要旨及びその理由並びに住所及び氏名を記載して沖縄県商工労働部中小企業支援課に提出すること。

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第２項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和６年８月23日

沖縄県知事　　玉　　城　　康　　裕

１　開発許可年月日及び指令番号　平成24年10月24日　沖縄県指令土第1090号、平成27年７月21日　沖縄県指令土第681号、平成29年６月８日　沖縄県指令土第461号、平成30年１月24日　沖縄県指令土第49号、平成30年10月22日　沖縄県指令土第890号、令和４年10月３日　沖縄県指令土第718号、令和５年５月31日　沖縄県指令土第432号、令和５年10月16日　沖縄県指令土第782号、令和６年３月７日　沖縄県指令土第172号、令和６年５月14日　沖縄県指令土第431号

２　開発区域に含まれる地域の名称　那覇市首里石嶺町４丁目335番ほか13筆（３－１工区）

３　公共施設　なし

４　開発許可を受けた者の住所及び氏名　那覇市泉崎１丁目１番１号　那覇市長　知念覚

５　検査済証番号　令和６年５月29日　第4945号

６　工事完了年月日　令和６年５月14日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第２項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和６年８月23日

沖縄県知事　　玉　　城　　康　　裕

１　開発許可年月日及び指令番号　令和５年７月24日　沖縄県指令土第610号

２　開発区域に含まれる地域の名称　北中城村字熱田浜原1990番16

３　公共施設　なし

４　開発許可を受けた者の住所及び氏名　中城村字伊舎堂430番地県営中城第２団地407号　島袋寿

５　検査済証番号　令和６年８月９日　第4958号

６　工事完了年月日　令和６年７月25日

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成７年政令第372号）の適用を受ける契約の一般競争入札に参加できる者の資格、申請方法等について、次のとおり公告する。

令和６年８月23日

沖縄県立鏡が丘特別支援学校長　　上　運　天　　滋

１　調達する物品等の種類　スクールバス（乗合自動車）

２　一般競争入札に参加する者に必要な資格　次に掲げる要件を全て満たす者とする。

⑴　営業年数が令和６年４月１日現在において３年以上であること。

⑵　法人にあっては、資本金、基本金その他これらに準ずるものの額が500万円以上であること。

⑶　従業員の数が５人以上であること。

⑷　スクールバス（乗合自動車）の販売に関し直近２事業年度以上の営業実績を有していること。

⑸　調達する物品に関し、迅速な点検整備の体制及び部品等の供給体制が確立されており、かつ、定期点検以外の緊急を要する修理等のアフターサービスを速やかに提供できる者であること。

３　一般競争入札に参加することができない者　地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４第１項に規定する者及び同条第２項各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後３年間の範囲内で知事が定める入札参加停止期間を経過していないもの

４　申請の方法等

⑴　申請の方法　この公告による一般競争入札の参加資格（以下「入札参加資格」という。）の登録を申請する者は、次に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を直接又は書留郵便により⑵に掲げる場所に提出するものとする。

ア　一般競争入札参加資格登録申請書

イ　法人にあっては、登記事項証明書
ウ　個人にあっては、本籍地の市町村長の発行する身元（分）証明書
エ　直近の貸借対照表、損益計算書その他の財産及び損益の状況を示す書類
オ　入札参加資格の登録を申請する日前の直近２年間の都道府県民税及び事業税に関し滞納がないことを証する書類
カ　スクールバス（乗合自動車）の販売に関し直近２事業年度以上の営業実績を有することを証する書類

⑵　一般競争入札参加資格登録申請書等の配付場所及び入手するための手段、申請書等の提出場所並びに申請に関する問合せ先
ア　一般競争入札参加資格登録申請書等の配付場所及び入手するための手段　イの場所で配付又は沖縄県教育委員会ホームページから様式をダウンロードすること。
イ　申請書等の提出場所及び申請に関する問合せ先　沖縄県立鏡が丘特別支援学校事務室　〒901－2104　浦添市当山三丁目２番７号　電話番号098－877－4940

⑶　申請書等の受付期間　令和６年８月23日（金曜日）から令和６年９月２日（月曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）とし、受付時間は、それぞれの日の午前９時から午後５時までとする。なお、受付期間の終了後も随時受け付けるが、この場合には入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。

⑷　申請書等に使用する言語及び通貨
ア　言語　日本語
イ　通貨　日本国通貨

５　入札参加資格の審査結果　直接又は郵便により通知する。

６　入札参加資格の有効期間　入札参加資格を付与された日から令和７年３月31日（月曜日）までとする。

７　入札参加資格に係る登録事項の変更　入札参加資格を有する者は、当該入札参加資格の有効期間内に次に掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく、資格申請事項変更届を提出しなければならない。
⑴　商号又は名称
⑵　住所又は所在地
⑶　氏名（法人にあっては、代表者の氏名）
⑷　使用印鑑
⑸　法人にあっては、資本金、基本金その他これらに準ずるものの額
⑹　電話番号

８　入札参加資格の取消し等
⑴　入札参加資格の取消し等　入札参加資格を有する者が、３に掲げる者に該当するに至った場合においては、当該入札参加資格を取り消し、又はその事実があった後、県が定める期間は競争入札に参加させない。
⑵　入札参加資格の取消しの通知　入札参加資格を取り消したときは、当該取り消された入札参加資格を有していた者にその旨を通知する。

９　入札参加資格の適用範囲　この公告で定める入札参加資格は、沖縄県立鏡が丘特別支援学校が実施するスクールバス（乗合自動車）に係る一般競争入札に限り、適用する。

沖縄県が発注する物品等の調達契約のうち、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成７年政令第372号）の適用を受けるものについて一般競争入札（以下「入札」という。）に付するので、次のとおり公告する。

令和６年８月23日

沖縄県立鏡が丘特別支援学校長　　上　運　天　　滋

１　入札に付する事項
⑴　調達する物品等の名称及び数量　スクールバス（乗合自動車）　一台
⑵　調達する物品等の特質等　入札説明書及び仕様書による。
⑶　納入の期限　令和７年３月31日（月曜日）
⑷　納入の場所　沖縄県立鏡が丘特別支援学校

２　入札に参加する者に必要な資格及び資格に関する文書を入手するための手段

⑴　入札に参加する者に必要な資格

ア　令和６年８月23日付け沖縄県公報定期第5244号登載の特定調達契約に係る一般競争入札の参加資格及び申請方法等についての公告による入札参加資格を有すると認められた者

イ　スクールバス（乗合自動車）の故障等対応業務体制証明書を令和６年９月２日（月曜日）までに３⑵の場所に提出し、スクールバス（乗合自動車）に故障又は不具合が発生した場合において、３日以内に対応できることを証明した者

⑵　資格に関する文書を入手するための手段　３⑵の場所で配布

３　入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査を申請する時期及び場所

⑴　時期　この公告の日から令和６年９月２日（月曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）のそれぞれの日の午前９時から午後５時まで

⑵　場所　沖縄県立鏡が丘特別支援学校事務室　〒901－2104　浦添市当山三丁目２番７号

４　契約条項を示す期間及び場所

⑴　期間　この公告の日から令和６年９月２日（月曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）のそれぞれの日の午前９時から午後５時まで

⑵　場所　３⑵の場所

５　入札執行の日時及び場所

⑴　日時　令和６年９月５日（木曜日）午後４時

⑵　場所　沖縄県立鏡が丘特別支援学校相談室

６　入札保証金　見積る契約金額の100分の５以上の金額を指定金融機関に納付し、領収書の写しを令和６年９月４日（水曜日）午後５時までに３⑵の場所に提出すること。ただし、次の⑴又は⑵のいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。

⑴　保険会社との間に沖縄県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合

⑵　国（独立行政法人、公社及び公団を含む。以下同じ。）又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去２か年の間に履行期限が到来した２以上の契約を全て誠実に履行したことを国又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体が証明する書類を提出する場合

７　入札の無効　次の入札は、無効とする。

⑴　入札参加資格のない者のした入札

⑵　同一人が同一事項についてした２通以上の入札

⑶　２人以上の者から委任を受けた者が行った入札

⑷　入札書の表記金額を訂正した入札

⑸　入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明な入札

⑹　入札条件に違反した入札

⑺　連合その他不正の行為があった入札

⑻　入札保証金が所定の金額に達しない者が行った入札

８　入札説明書及び仕様書の交付

⑴　入札説明書及び仕様書を交付する期間　この公告の日から令和６年９月２日（月曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）のそれぞれの日の午前９時から午後５時まで

⑵　入札説明書及び仕様書を交付する場所　３⑵の場所

９　落札者の決定の方法

⑴　有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。

⑵　落札となるべき同価格の入札をした者が２人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わないもの又はくじを引かないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

10　契約事務を担当する部局等の名称及び所在地

⑴　名称　沖縄県立鏡が丘特別支援学校

⑵　所在地　〒901－2104　浦添市当山三丁目２番７号

11　契約の手続において使用する言語及び通貨

⑴　言語　日本語
⑵　通貨　日本国通貨
12　その他必要な書類
⑴　入札書の提出の方法　入札書は、郵送による場合を除き、５⑴の日時に５⑵の場所に持参すること。電報及び電送による入札は、認めない。
⑵　郵送による入札を希望する場合の入札書の提出の期限及び方法
ア　期限　令和６年９月４日（水曜日）午後５時
イ　方法　簡易書留郵便により３⑵の場所に提出すること。
⑶　最低制限価格　設定しない。
⑷　その他　詳細は、入札説明書による。
13　Summary
⑴　ARTICLES TO BE PURCHASED AND QUANTITY
School bus : 1 unit
⑵　TIME LIMIT OF DELIVERY
March 31, 2025
⑶　DATE FOR BIDS
4:00 p.m. September 5, 2024
⑷　POINT OF CONTACT
Okinawa Prefectural Kagamigaoka Special Needs School Office
3-2-7 Toyama Urasoe City, Okinawa, Japan, 901-2104
Telephone 098-877-4940

公安委員会事項

沖縄県公安委員会告示第134号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第２項第１号の規定による警備員指導教育責任者講習（以下「講習」という。）を次のとおり実施する。

令和６年８月23日

沖縄県公安委員会

１　実施する講習
⑴　法第22条第２項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第２号。以下「講習規則」という。）第７条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「指導教育責任者資格者証等」という。）の交付を受けていない者に対して行う講習（以下「新規取得講習」という。）
⑵　講習規則第６条に規定する講習（以下「追加取得講習」という。）
２　講習期間等
⑴　新規取得講習

区分	講習期間	時間	場所
法第２条第１項第４号に規定する警備業務	令和６年11月６日（水曜日）から同月12日（火曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）	午前９時から午後５時まで（令和６年11月12日にあっては、午前10時45分まで）	那覇市西３丁目14番１号那覇地域職業訓練センター視聴覚教室（令和６年11月11日及び同月12日にあっては、第２教室）
	【考査】11月12日（火曜日）	午前11時10分から午後零時50分まで	

⑵　追加取得講習

区分	講習期間	時間	場所
法第２条第１項	令和６年11月11日（月曜日）	午前９時から午後５時ま	那覇市西３丁目14番１号

第４号に規定する警備業務	及び同月12日（火曜日）	で（令和６年11月12日にあっては、午前10時45分まで）	那覇地域職業訓練センター第２教室
	【考査】11月12日（火曜日）	午前11時10分から午前11時45分まで	

３　受講定員
⑴　新規取得講習　10人
⑵　追加取得講習　10人
４　受講対象者
⑴　新規取得講習　受講対象者については、法第２条第１項第４号に規定する警備業務（以下「当該警備業務」という。）に係る講習の受講を希望する者で、受講申込時において、最近５年間に当該警備業務に従事した期間が通算して３年以上であるものに限る。
⑵　追加取得講習　受講申込時において、当該警備業務以外の警備業務の区分に係る指導教育責任者資格者証等の交付を受けている者であって、最近５年間に当該警備業務に従事した期間が通算して３年以上であるものに限る。
５　受講申込みに必要な書類
⑴　警備員指導教育責任者講習受講申込書（提出前６月以内に撮影した無帽、無背景、縦4.0センチメートル、横3.6センチメートルの顔写真を貼付したものに限る。）　１通
⑵　受講対象者に該当することを疎明する書面
ア　新規取得講習　当該警備業務に従事していたことを証明する警備業者等が作成する書面（以下「警備業務従事証明書」という。）及び履歴書
イ　追加取得講習　警備業務従事証明書、履歴書及び指導教育責任者資格者証等の写し
６　受講申込手続等
⑴　受付期間　講習の受付期間及び受付時間は、令和６年９月２日（月曜日）から同月６日（金曜日）までのそれぞれの日の午前８時30分から午後４時までとする。ただし、受講定員に達した場合は、受付期間内であっても受付を締め切ることがある。
⑵　提出先
ア　沖縄県内に居住する者　受講申込者の住居地を管轄する警察署の生活安全課（係）又は沖縄県警察本部生活安全部生活安全企画課
イ　沖縄県外に居住する者　沖縄県警察本部生活安全部生活安全企画課
⑶　受講申込みの際には、５に掲げる受講申込みに必要な書類を持参の上、⑵に掲げる提出先に受講希望者本人が提出すること。郵送による申込み及び本人以外の者が行う申込みは、受け付けない。
⑷　受講手数料　新規取得講習手数料34,000円又は追加取得講習手数料10,000円は、沖縄県証紙により、受講申込書提出時に納付すること。なお、既納の手数料は、還付しない。
７　講習業務の委託　講習は、一般社団法人沖縄県警備業協会に委託して実施する。
８　その他
⑴　講習の初日は、午前８時30分から午前８時50分までに受講手続を終えること。
⑵　受講の当日は、筆記用具を持参すること。
⑶　受講についての問合せ先　那覇市泉崎１丁目２番２号　沖縄県警察本部生活安全部生活安全企画課
電話番号（098）862－0110（内線3032又は3033）又は沖縄県内の警察署の生活安全課（係）

沖縄県公安委員会告示第135号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第２項第１号の規定による警備員指導教育責任者講習（以下「講習」という。）を次のとおり実施する。

令和６年８月23日

沖縄県公安委員会

１　実施する講習
⑴　法第22条第２項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は警備員指導教育責任者及び機械警備業

務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第２号。以下「講習規則」という。）第７条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「指導教育責任者資格者証等」という。）の交付を受けていない者に対して行う講習（以下「新規取得講習」という。）

⑵　講習規則第６条に規定する講習（以下「追加取得講習」という。）

２　講習期間等

⑴　新規取得講習

区分	講習期間	時間	場所
法第２条第１項第１号に規定する警備業務	令和６年11月６日（水曜日）から同月13日（水曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）	午前９時から午後５時まで（令和６年11月13日にあっては、午後３時55分まで）	那覇市西３丁目14番１号 那覇地域職業訓練センター視聴覚教室
	【考査】11月13日（水曜日）	午後４時20分から午後６時まで	

⑵　追加取得講習

区分	講習期間	時間	場所
法第２条第１項第１号に規定する警備業務	令和６年11月11日（月曜日）から同月13日（水曜日）まで	午前９時から午後５時まで（令和６年11月13日にあっては、午後３時55分まで）	那覇市西３丁目14番１号 那覇地域職業訓練センター視聴覚教室
	【考査】11月13日（水曜日）	午後４時20分から午後４時55分まで	

３　受講定員

⑴　新規取得講習　30人

⑵　追加取得講習　10人

４　受講対象者

⑴　新規取得講習　受講対象者については、法第２条第１項第１号に規定する警備業務（以下「当該警備業務」という。）に係る講習の受講を希望する者で、受講申込時において、次のいずれかに該当するものに限る。

ア　最近５年間に当該警備業務に従事した期間が通算して３年以上である者

イ　警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第４条に規定する１級の検定（当該警備業務に係るものに限る。以下「１級検定」という。）に係る法第23条第４項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者

ウ　検定規則第４条に規定する２級の検定（当該警備業務に係るものに限る。以下「２級検定」という。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して１年以上当該警備業務に従事しているもの

エ　検定規則附則第３条の規定による廃止前の警備員等の検定等に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第５号。以下「旧検定規則」という。）第１条第２項に規定する１級の検定（当該警備業務に係るものに限る。以下「旧１級検定」という。）に合格した者

オ　旧検定規則第１条第２項に規定する２級の検定（当該警備業務に係るものに限る。以下「旧２級検定」という。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して１年以上当該警備業務に従事しているもの

⑵　追加取得講習　受講申込時において、当該警備業務以外の警備業務の区分に係る指導教育責任者資格者証等の交付を受けている者であって、次のいずれかに該当するものに限る。

ア　最近５年間に当該警備業務に従事した期間が通算して３年以上である者

イ　１級検定に係る合格証明書の交付を受けている者

ウ　２級検定に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して１年以上当該警備業務に従事しているもの

エ　旧１級検定に合格した者

オ　旧２級検定に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して１年以上当該警備業務に従事しているもの

５　受講申込みに必要な書類

⑴　警備員指導教育責任者講習受講申込書（提出前６月以内に撮影した無帽、無背景、縦4.0センチメートル、横3.6センチメートルの顔写真を貼付したものに限る。）　１通

⑵　受講対象者に該当することを疎明する書面

ア　新規取得講習

㈠　４⑴アに該当する者　当該警備業務に従事していたことを証明する警備業者等が作成する書面（以下「警備業務従事証明書」という。）及び履歴書

㈡　４⑴イに該当する者　当該警備業務の１級検定に係る合格証明書の写し

㈢　４⑴ウに該当する者　当該警備業務の２級検定に係る合格証明書の写し及び警備業務従事証明書

㈣　４⑴エに該当する者　当該警備業務の旧１級検定に係る検定合格証の写し

㈤　４⑴オに該当する者　当該警備業務の旧２級検定に係る検定合格証の写し及び警備業務従事証明書

イ　追加取得講習

㈠　４⑵アに該当する者　警備業務従事証明書、履歴書及び指導教育責任者資格者証等の写し

㈡　４⑵イに該当する者　当該警備業務の１級検定に係る合格証明書の写し及び指導教育責任者資格者証等の写し

㈢　４⑵ウに該当する者　当該警備業務の２級検定に係る合格証明書の写し、警備業務従事証明書及び指導教育責任者資格者証等の写し

㈣　４⑵エに該当する者　当該警備業務の旧１級検定に係る検定合格証の写し及び指導教育責任者資格者証等の写し

㈤　４⑵オに該当する者　当該警備業務の旧２級検定に係る検定合格証の写し、警備業務従事証明書及び指導教育責任者資格者証等の写し

６　受講申込手続等

⑴　受付期間　講習の受付期間及び受付時間は、令和６年９月２日（月曜日）から同月６日（金曜日）までのそれぞれの日の午前８時30分から午後４時までとする。ただし、受講定員に達した場合は、申込期間内であっても受付を締め切ることがある。

⑵　提出先

ア　沖縄県内に居住する者　受講申込者の住居地を管轄する警察署の生活安全課（係）又は沖縄県警察本部生活安全部生活安全企画課

イ　沖縄県外に居住する者　沖縄県警察本部生活安全部生活安全企画課

⑶　受講申込みの際には、５に掲げる受講申込みに必要な書類を持参の上、⑵に掲げる提出先に受講希望者本人が提出すること。郵送による申込み及び本人以外の者が行う申込みは、受け付けない。

⑷　受講手数料　新規取得講習手数料47,000円又は追加取得講習手数料23,000円は、沖縄県証紙により、受講申込書提出時に納付すること。なお、既納の手数料は、還付しない。

７　講習業務の委託　講習は、一般社団法人沖縄県警備業協会に委託して実施する。

８　その他

⑴　講習の初日は、午前８時30分から午前８時50分までに受講手続を終えること。

⑵　受講の当日は、筆記用具を持参すること。

⑶　受講についての問合せ先　那覇市泉崎１丁目２番２号　沖縄県警察本部生活安全部生活安全企画課　電話番号（098）862－0110（内線3032又は3033）又は沖縄県内の警察署の生活安全課（係）

沖縄県公安委員会告示第136号

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条第１項に規定する警備員又は警備員になろうとする者を対象とする検定（以下「検定」という。）を次のとおり実施する。

令和６年８月23日

沖縄県公安委員会

１　検定の種別、級、定員、実施期日及び場所

種別	級	定員	実施期日	場所
施設警備業務	１級	10人	令和６年12月17日（火曜日）午前10時から午後５時まで	那覇市泉崎１丁目２番２号 沖縄県警察本部８階講堂
	２級	10人		

２　検定の方法　学科試験及び実技試験により行うものとする。検定においては、学科試験を実技試験の前に行い、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験を行わない。

３　試験科目

⑴　１級の検定に係る科目

ア　学科試験科目

(ｱ)　警備業務に関する基本的な事項

(ｲ)　法令に関すること。

(ｳ)　警備業務対象施設における保安に関すること。

(ｴ)　施設警備業務の管理に関すること。

(ｵ)　警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

イ　実技試験科目

(ｱ)　警備業務対象施設における保安に関すること。

(ｲ)　施設警備業務の管理に関すること。

(ｳ)　警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

⑵　２級の検定に係る科目

ア　学科試験科目

(ｱ)　警備業務に関する基本的な事項

(ｲ)　法令に関すること。

(ｳ)　警備業務対象施設における保安に関すること。

(ｴ)　警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

イ　実技試験科目

(ｱ)　警備業務対象施設における保安に関すること。

(ｲ)　警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

４　受検資格

⑴　１級の検定の受検資格　沖縄県内に住所地を有する者又は沖縄県内の営業所に属する警備員であって、次のいずれかに該当するもの

ア　検定を受けようとする警備業務の種別について、２級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者であって、当該合格証明書の交付を受けた後、当該種別の警備業務に従事した期間が１年以上であるもの

イ　公安委員会がアに掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者

⑵　２級の検定の受検資格　沖縄県内に住所地を有する者又は沖縄県内の営業所に属する警備員

５　受検申請手続

⑴　受付期間　１級及び２級の検定の受付期間及び受付時間は、令和６年９月２日（月曜日）から同月６日（金曜日）までのそれぞれの日の午前８時30分から午後４時までとする。ただし、定員に達した場合は、申請受付期間内であっても受付を締め切ることがある。

⑵　申請に必要な書類

ア　検定申請書　１通

イ　添付書類

(ｱ)　沖縄県内に住所地を有する者又は沖縄県内の営業所に属する警備員であることを疎明する書面

(ｲ)　写真（申請前６月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景、縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの写真で裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの）　２葉

(ｳ)　１級の検定を受検しようとする者にあっては、４⑴のア又はイに掲げる者に該当することを疎明する書面

⑶　提出先

ア　沖縄県内に住所地を有する者　申請者の住所地を管轄する警察署又はその者が属する沖縄県内の営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課（係）

イ　沖縄県外に居住する者　申請者が属する沖縄県内の営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課（係）

⑷　申請の際には、⑵に掲げる申請に必要な書類を持参の上、⑶の提出先に申請者本人が提出すること。郵送による申請及び本人以外の者が行う申請は受け付けない。

⑸　検定手数料　手数料16,000円は、沖縄県証紙により、検定申請書提出時に納付すること。なお、既納の手数料は、還付しない。

６　その他

⑴　検定の当日は、午前９時30分から午前９時50分までに沖縄県警察本部１階で、受付を終えること。

⑵　検定の当日は、受検票及び筆記用具を持参すること。なお、受検票は、受検申請受付時に申請者に交付する。

⑶　検定の当日は、沖縄県警察本部への自家用車の乗入れを禁止する。

⑷　検定についての問合せ先　那覇市泉崎１丁目２番２号　沖縄県警察本部生活安全部生活安全企画課電話番号（098）862－0110（内線3032又は3033）又は沖縄県内の警察署の生活安全課（係）

沖縄県公安委員会告示第137号

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条第１項に規定する警備員又は警備員になろうとする者を対象とする検定（以下「検定」という。）を次のとおり実施する。

令和６年８月23日

沖縄県公安委員会

１　検定の種別、級、定員、実施期日及び場所

種別	級	定員	実施期日	場所
空港保安警備業務	１級	10人	令和７年１月16日（木曜日） 午前10時から午後５時まで	那覇市泉崎１丁目２番２号 沖縄県警察本部８階803会議室
	２級	10人		

２　検定の方法　学科試験及び実技試験により行うものとする。検定においては、学科試験を実技試験の前に行い、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験を行わない。

３　試験科目

⑴　１級の検定に係る科目

ア　学科試験科目

㈠　警備業務に関する基本的な事項

㈡　法令に関すること。

㈢　乗客等の接遇に関すること。

㈣　手荷物その他の航空機に持ち込まれる物件の検査（以下「手荷物等検査」という。）に関すること。

㈤　空港に関すること。

㈥　空港保安警備業務の管理に関すること。

㈦　航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における応急の措置に関すること。

イ　実技試験科目

㈠　乗客等の接遇に関すること。

㈡　手荷物等検査に関すること。

㈢　空港保安警備業務の管理に関すること。

㈣　航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における応急の措置に関すること。

⑵　２級の検定に係る科目

ア　学科試験科目

(ｱ)　警備業務に関する基本的な事項

(ｲ)　法令に関すること。

(ｳ)　乗客等の接遇に関すること。

(ｴ)　手荷物等検査に関すること。

(ｵ)　空港に関すること。

(ｶ)　航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における応急の措置に関すること。

イ　実技試験科目

(ｱ)　乗客等の接遇に関すること。

(ｲ)　手荷物等検査に関すること。

(ｳ)　航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における応急の措置に関すること。

４　受検資格

(1)　１級の検定の受検資格　沖縄県内に住所地を有する者又は沖縄県内の営業所に属する警備員であって、次のいずれかに該当するもの

ア　検定を受けようとする警備業務の種別について、２級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者であって、当該合格証明書の交付を受けた後、当該種別の警備業務に従事した期間が１年以上であるもの

イ　公安委員会がアに掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者

(2)　２級の検定の受検資格　沖縄県内に住所地を有する者又は沖縄県内の営業所に属する警備員

５　受検申請手続

(1)　受付期間　１級及び２級の検定の受付期間及び受付時間は、令和６年９月２日（月曜日）から同月６日（金曜日）までのそれぞれの日の午前８時30分から午後４時までとする。ただし、定員に達した場合は、受付期間内であっても受付を締め切ることがある。

(2)　申請に必要な書類

ア　検定申請書　１通

イ　添付書類

(ｱ)　沖縄県内に住所地を有する者又は沖縄県内の営業所に属する警備員であることを疎明する書面

(ｲ)　写真（申請前６月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景、縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの写真で裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの）　２葉

(ｳ)　１級の検定を受検しようとする者にあっては、４(1)のア又はイに掲げる者に該当することを疎明する書面

(3)　提出先

ア　沖縄県内に住所地を有する者　申請者の住所地を管轄する警察署又はその者が属する沖縄県内の営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課（係）

イ　沖縄県外に居住する者　申請者が属する沖縄県内の営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課（係）

(4)　申請の際には、(2)に掲げる申請に必要な書類を持参の上、(3)の提出先に申請者本人が提出すること。郵送による申請及び本人以外の者が行う申請は、受け付けない。

(5)　検定手数料　手数料16,000円は、沖縄県証紙により、検定申請書提出時に納付すること。なお、既納の手数料は、還付しない。

６　その他

(1)　検定の当日は、午前９時30分から午前９時50分までに沖縄県警察本部１階で、受付を終えること。

(2)　検定の当日は、受検票及び筆記用具を持参すること。なお、受検票は、受検申請受付時に申請者に交付する。

(3)　検定の当日は、沖縄県警察本部への自家用車の乗入れを禁止する。

(4)　検定についての問合せ先　那覇市泉崎１丁目２番２号　沖縄県警察本部生活安全部生活安全企画課　電話番号（098）862－0110（内線3032又は3033）又は沖縄県内の警察署の生活安全課（係）

正　　誤

令和６年３月29日付け公報号外第７号登載の「沖縄県新型インフルエンザ等対策本部運営要綱の一部を改正する訓令（沖縄県新型インフルエンザ等対策本部長訓令第１号）」中次のとおり誤り。

ページ	行	誤	正
60	下から14	７号	第７号
60	下から11	８号	第８号
60	下から11	19号	第19号
60	下から11	７号	第７号
60	下から８	統括情報部	総括情報部

発　行　所
沖　縄　県　総　務　部
総務私学課
電話番号 098-866-2074

印　刷　所　有限会社　ドリーム印刷
〒901-0314　沖縄県糸満市字座波1065番地